

Q1. 申立ては、どこの裁判所でもできますか？

A1. 申立ては、制度を利用する方(ここでは「ご本人」といいます)の住所地を管轄する家庭裁判所(有田川町の方は和歌山家庭裁判所)で行います。

Q2. 誰でも申立てができますか？

A2. 申立てをすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族です。
また、身内が誰もいらっしゃらない方の場合は市町村長も申立てることができます。

Q3. 家庭裁判所へ提出する申立書類ってどうやって作るの？

A3. 当センターへご相談くだされば申立書類の作成方法について説明します。作成が難しい場合は一緒に作成することができます。

また、家庭裁判所「後見ポータルサイト」ホームページから申立てに必要な書類のダウンロードが可能です。

「後見ポータルサイト／裁判所」<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

Q4. 申立てには、どのような書類が必要ですか？

A4. 申立てに必要な書類は主に以下のとおりです。

① 申立書	
② 申立関係書類	
◇ 申立事情説明書	◆ 後見人等事情説明書 (候補者がいなければ不要)
◇ 親族関係図	
◇ 親族の意見書	◆ 相続財産目録 (相続財産がなければ不要)
◇ 財産目録	
◇ 収支予定表	
③ 申立添付書類	
☐ 本人の戸籍謄本 (全部事項証明書)	☐ 本人情報シートの写し
☐ 本人の住民票 または 戸籍附表	☐ 本人の健康状態に関する資料
☐ 本人の診断書	☐ 本人の成年被後見人等の 登記がされていない事 の証明書
☐ 成年後見人等候補者の住民 票または戸籍附表 (候補者がいる場合)	☐ 本人の財産に関する資料
☐ 鑑定についてのお尋ね	☐ 本人の収支に関する資料

Q5. 申立てに必要な費用は？

A5. ○申立手数料…1件につき800円分の収入印紙

※補助や保佐において、代理権や同意権を付与する審判を同時に申し立てる場合は、これらの申立てそれぞれに収入印紙800円分が必要になります。

○登記嘱託手数料…2,600円分の収入印紙

○連絡用郵便切手(家庭裁判所にてご確認ください)

Q6. 制度を利用する際、鑑定が必要な場合があるとき聞きましたが、どのような場合ですか？

A6. ご本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。

この場合は、鑑定料が必要になり、個々の事案によって鑑定料は異なります。(一般的に10万円程度かかります)

※鑑定料を含め申立てに必要な手続き費用は、原則として申立人が納めることになります。

Q7. 申立てを取り下げることができますか？

A7. 申し立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。